

## J R ローカル線維持・利用促進検討協議会設置要綱

### (設置)

第 1 条 兵庫県内における J R 山陰線（城崎温泉～浜坂、浜坂～鳥取）、同加古川線（西脇市～谷川）、同姫新線（播磨新宮～上月、上月～津山）及び同播但線（和田山～寺前）の 4 路線 6 区間（以下「J R ローカル線」という。）を維持・活性化するための利用促進策の検討にあたり、関係市町、事業者、有識者等の意見を幅広く聴取する「J R ローカル線維持・利用促進検討協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) J R ローカル線の維持・活性化に係る利用促進策の検討
- (2) 前号に掲げるもののほか、J R ローカル線の維持・活性化に関し必要な事項

### (組織)

第 3 条 協議会は、別表に定める委員をもって構成する。

2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

### (事務局)

第 4 条 協議会の事務局は、企画部総合企画局総合政策課に置く。

### (協議会)

第 5 条 協議会は事務局が招集する。

- 2 委員は都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 事務局は、利用促進策の検討等にあたり必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (ワーキングチーム)

第 6 条 協議会に、第 1 条に定める路線ごとにワーキングチーム（以下「WT」という。）を置く。

2 WT の運営については、別に定める。

### (謝金)

第 7 条 第 3 条第 1 項に定める委員のうち有識者委員及び第 5 条第 3 項に定める者

(ただし、有識者に限る。)が、協議会及び協議会に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

### **(旅費)**

第8条 第3条第1項に定める委員のうち有識者委員及び第5条第3項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、協議会及び協議会に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により旅費を支給する。

### **(補則)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### **附 則**

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条第1項に規定する委員は次のとおりとする。

区分	氏名	所属・役職	
WT代表 (沿線市町)	関貫 久仁郎	豊岡市長 (山陰線 WT 代表)	
	片山 象三	西脇市長 (加古川線 WT 代表)	
	山本 実	たつの市長 (姫新線 WT 代表)	
	藤岡 勇	朝来市長 (播但線 WT 代表)	
J R 西日本	國弘 正治	近畿統括本部神戸支社長	
交通事業者	長尾 真	(公社)兵庫県バス協会会長	
観光事業者	木崎 尚文	(一社)日本旅行業協会関西支部兵庫地区委員会委員長	
有識者	交通	谷本 圭志	鳥取大学教授
	まちづくり	畑本 康介	特定非営利活動法人ひとまちあーと代表理事
	観光	古田 菜穂子	兵庫県立大学特任教授
ひょうご観光本部	松浦 幸浩	専務理事	

兵庫県	服部 洋平	副知事
	梶本 修子	企画部長
	赤澤 茂	情報戦略監
	釜江 義明	土木部次長
	守本 豊	企画部総合企画局長
	川井 史彦	企画部万博推進室長
	白川 智子	産業労働部観光局長
	柴田 和弘	まちづくり部次長

(オブザーバー)

近畿運輸局	飯田 修章	交通政策部長
	原澤 正則	鉄道部長

## 第7条にて定める委員の謝金

「JRローカル線維持・利用促進検討協議会」は、JRローカル線の維持・活性化に係る利用促進策等を検討するにあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための協議会であることから、有識者委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
有識者委員 (第5条第3項に定める者を含む)	日額 12,500円